

令和3年度事業計画書

第1 公益目的事業

1 調査研究その他の普及及び政策提言

(1) 海外における邦人の安全対策に関する調査・研究

平成25年1月にアルジェリアにおいて、イスラム武装勢力により天然ガスパラントが襲撃され、日本人10名を含む40名が犠牲になった人質事件、平成27年1月に邦人2名が過激派組織IS(自称「イスラム国」)の人質となり、殺害された事件、さらに、平成28年7月にはバングラデシュの首都ダッカにおいて邦人7名が犠牲となるテロ事件がそれぞれ発生するなど、依然として、海外で活動する日本企業や日本人がテロや犯罪の標的となったり、あるいはこれらに巻き込まれたりするリスクの高い状態が続いている。

海外における日本企業や日本人の安全対策、危機管理等に資するため、引き続き、各国における各種犯罪、テロ事件等の対策を中心に調査・研究を行う。

(2) 国際テロに関する調査・研究

9.11以降、米国を始めとする世界各国は国際テロ対策に積極的に取り組んできた。しかし、そうした取組にもかかわらず、インターネット等により過激化した者によるホーム・グロウンテロやローン・ウルフ(一匹狼)テロ、過激派組織IS等で戦闘を経験したり訓練を受けたりして帰国した者によるテロ等の新たな形態のテロが先進各国でも懸念されるなど、国際テロは依然として世界にとって大きな脅威となっている。最近でも、アメリカ、イギリス、スペイン、フランス等の欧米各国のみならず、フィリピンやインドネシア等の東南アジアにおいてもテロが続発しているところである。

このようなことから、引き続き国際テロ情勢を分析するとともに、法制面を含めた調査・研究を行う。

(3) サイバー・セキュリティに関する調査・研究

最近、特定企業等をターゲットにした標的型メール攻撃やランサムウェア等のマルウェアによる制御系システム等への攻撃、また、企業に対するインターネットを利用しての詐欺、脅迫、恐喝等やインターネット・バンキング等に係る不正送金等、

サイバー・セキュリティ対策が企業における重要課題となっている。また、コロナ禍での在宅勤務の推進や急速なデジタル技術による業務やビジネスの変革（DX＝デジタル・トランスフォーメーション）により社会全体においてもサイバー・セキュリティは喫緊の課題となっていることから、引き続き、部外の有識者を招いて研究会を開催するなどサイバー・セキュリティに係る諸問題についての調査・研究を行う。

(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けたソフトターゲットのセキュリティに関する調査・研究

本年は、1年延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定である。これらオリンピック等の大規模イベントは、国際テロのターゲットとなっている。特に不特定多数が集まるイベント会場や鉄道、集客施設等のソフトターゲットのセキュリティ対策は最重要課題であることから、研究会を開催して調査・研究を行ってきた。

引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に係るセキュリティ対策について調査・研究を行うほか、オリンピック・パラリンピック終了後は、セキュリティ面を中心に検証を行う。

(5) 危機管理対策に関する調査・研究

大規模な災害や事件、事故、さらに感染症等予測が困難な事態が発生する今日、国家のみならず企業や各種団体にとっても、危機管理のための態勢や能力の強化は喫緊の課題となっている。

安全で安定した社会づくりの観点から、国家や企業等の危機管理がいかにあるべきか、各種事例を分析し、その対応策を検討する。

(6) 反社会的勢力に関する調査・研究

暴力団等反社会的勢力の存在は、国民に不安を与える治安上の問題だけでなく、健全な経済活動の発展を阻害する要因ともなっている。平成19年の政府による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の策定、平成21年から平成23年までにおける全都道府県での暴力団排除条例の制定、平成24年の暴力団対策法の改正のほか、警察による暴力団犯罪の取締り及び暴力団対策法の効果的な運用並びに社会全体での暴力団排除活動の推進により、暴力団構成員は大幅に減少するなど、暴力団対策は大きな成果を上げた。しかし、他方で暴力団の不透明化が進み、準暴力団の存在が指摘されるなど、反社会的勢力は、依然として我が国社会の

安全にとって大きな脅威となっている。

企業や行政機関による反社会的勢力対策に資するため、引き続きこの問題の現状と各種対策について調査・研究等を行う。

(7) その他公共の安全に関する諸問題の調査・研究

上記(1)～(6)のほか、広く公共の安全に関する諸問題について調査・研究を行うとともに、必要な情報データベースを作成する。

(8) 成果の普及及び政策提言

調査・研究事業及び下記2のセミナー等の成果をスペシャルレポート、治安の動き等の資料としてまとめ、関係者や希望者に配付する。

また、上記資料、シンポジウム、政府の審議会等各種会議、マスメディア等を通じ、積極的に政策提言を行う。

2 公共の安全に関するセミナー等の開催

当財団において実施した調査・研究の成果を広く社会に還元し、又は各方面の専門家による講演を行うことによって、公共の安全に資することを目的として、各種セミナーを開催する。

(1) 海外安全対策会議の開催

日本企業の在外拠点や在留邦人を国際テロ、組織犯罪、サイバー犯罪等から守るための安全対策に資することを目的として、海外の主要都市において、邦人企業関係者や在留邦人を対象とした安全対策の普及、啓発及び向上のためのセミナーを開催する。本年度はシンガポールにおいて開催することを検討中である。

(2) 反社会的勢力対策セミナーの開催

企業による暴力団等反社会的勢力対策の一層の強化に資するため、警察庁及び日本弁護士連合会から専門家を講師として招き、企業の担当者等を対象としたセミナーを開催する。

(3) 時事問題等に関するセミナーの開催

公共の安全に関する時事問題等を広く一般に理解してもらうため、研究者、ジャ

ーナリスト、警察関係者等を講師として、年度内に数回、セミナーを開催する。

(4) 「企業安全対策責任者講習」の開催

企業の危機管理態勢と能力の強化を図るため、企業の安全対策・危機管理担当者を対象として、リスク管理、海外安全対策、反社会的勢力対策、サイバー・セキュリティ対策等について、各分野の専門家による講義や受講者同士のフリーディスカッションを内容とする講習会を開催し、その育成とそれらのネットワークの構築を図る。

(5) 他機関・団体等における講演等

他機関・団体等において、公共の安全に関する問題について、当財団役員及び職員の知見に基づく講演等を行う。

3 公共の安全に関する政策提言の表彰

幅広い国民各層から公共問題に関する政策提言を求めため、テーマ（検討中）に沿った論文の募集を行い、優秀作品数点を選考し、これを表彰する。警察大学校警察政策研究センターと共催し、警察庁、読売新聞社から後援を得る。

優秀な作品は新聞紙上で発表するとともに、論文集を作成し、関係当局、全国の主要図書館等に配布する。

4 研究助成及び内外の研究機関との提携及び交流

(1) 大学寄付講座への助成

中央大学総合政策学部、慶應義塾大学及び立正大学文学部に開設される「社会安全政策論」関連の講座等を対象に、一般財団法人保安通信協会と共同して各大学に所要の経費を助成する。

(2) 他機関・団体等との提携及び交流

公共の安全に関する問題に関する研究を行う内外の研究機関、団体と積極的に提携及び交流を行う。

また、他機関、団体の主催する事業で、公共の安全に関するものについては、必

要に応じ、後援又は協賛を行う。

第2 その他の事業

1 会員の安全に関する相談及び助言

会員企業の危機管理等安全に関することについて、相談に応じ、助言を行う。

2 会員の安全に関するセミナー等の開催

(1) 役員対象の特別セミナー等の開催

会員企業を対象として、治安情勢、国際テロ情勢、組織犯罪対策等について、警察庁幹部等による特別セミナー等を開催する。

(2) 講演等

会員企業の求めに応じ、当財団役員及び職員の知見に基づく講演等を行う。

3 内外情勢ウィークリーの配布

会員企業に対し、海外メディアの報道をまとめた内外情勢ウィークリーを毎週配付する。